○津山圏域資源循環施設組合の付属機関に関する条例

令和７年２月１４日
津山圏域資源循環施設組合条例第２号

（目的）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定による津山圏域資源循環施設組合（以下「組合」という。）に設置する付属機関について、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（付属機関）

第２条　管理者の付属機関として、別表第１に掲げる機関を置く。

（委任）

第３条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付　　則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第１（第２条関係）

付属機関の名称	担任する事務
津山圏域資源循環施設組合ごみ処理手数料適正化検討審議会	廃棄物の処理手数料に関する事項についての審議及び答申に関する事務